

意見書

1 予定価格の設定について

予定価格については、誰が行なっても施工可能な価格であることを踏まえ、適正な予定価格とは何かを再考すべきである。

設計金額の一部を正当な理由なく控除するいわゆる歩切りについては、公共工事の品質や工事の安全の確保に支障を来す恐れがあり、正当な理由がある場合を除いては、歩切りを厳に慎むなど、より公正妥当な設定を行うべきである。

2 予定価格の事前公表について

予定価格の事前公表は、入札価格の目安となって競争が制限され、落札価格が高止まりになる恐れがあるうえ、談合も助長するというデメリットを有しており、事前公表の実施の適否については、これらの弊害が生じることのないよう十分に検討すべきである。

なお、新発田市においては、入札制度改革により平成19年度から予定価格の事前公表を廃止し、全てを事後公表としたことから、これに伴う発注者側の秘密の保持について、倫理条例等の早期策定を含め、一層の守秘意識の徹底とコンプライアンスの徹底を図るべきである。

3 地域要件と入札参加者数について

制限付一般競争入札における地域要件の設定については、地元産業の育成という観点から、競争性が確保されるという条件の下、有効な手段と考えられる。

しかしながら、入札参加者が10者に満たない件数も多く見受けられ、また、平均落札率も高止まりであることから、より競争性を高めるためにも地域要件の拡大について今後検討すべきである。

4 入札方式について

指名競争入札は、競争参加者の範囲が限定されるため、競争の効果が減退し、また、談合を生みやすいと考えられる。

これに対し、一般競争入札は、要件を満たせば誰でも参加することができ、透明性・競争性が高く、談合の防止にも有効であると考えられる。

新発田市においては、入札制度改革により平成19年度から一般競争入札を全面的に導入したところであるが、今後についても、透明性、競争性及び談合防止の観点から、一般競争入札による入札方法を継続すべきである。

5 不正行為の排除について

談合は、公正で自由な競争を阻害する行為で、納税者である国民の利益を損ねる行為でもある。

抽出案件の審査においては、談合の事実を確認するまでには至らなかったが、不自然と思わざるを得ない入札が確認されたのも事実である。

今後は談合情報があった場合のみならず、談合があると疑うに足りる事実を得た場合においても、新発田市談合情報対応マニュアルに基づき、毅然とした態度で不正行為の排除に努めるべきである。

6 適正な施工の確保について

一般競争入札の拡大に伴い、競争性が確保されると低入札価格での受注が増加すると考えられる。これらの受注は、工事の手抜き、下請へのしわ寄せ、労働条件の悪化及び安全対策の不徹底などにつながりやすいことから、監督員が現場の施工体制の把握に努め、その発生を防止し、適切な施工を確保するよう監理徹底すべきである。

また、適正な発注及び施工監理を行なうためには業務執行体制の整備が重要となる。業務執行体制の見直し、充実等を行なうとともに技術職員の育成に積極的に取り組むべきである。

7 電子入札について

電子入札の導入は、事務の簡素化や入札に係る費用の縮減が期待されるうえ、入札参加者が一堂に会する機会を減少させることから、談合等の不正行為の防止にも一定の効果が期待される。

電子入札については、IT化の推進と併せ、できるだけ早期の導入を図るべきである。

以 上

平成19年 7月 9日

新発田市長 片 山 吉 忠 様

新発田市入札監視委員会

委員長 柳 則 行